

新型コロナの公費負担、4月から全面撤廃へ…治療薬に自己負担・入院支援も打ち切り

2/20 読売新聞

政府は4月1日以降、新型コロナウイルスに関する公費支援を全面撤廃する方針を固めた。新型コロナ治療薬の公費負担をなくし、患者の保険診療の負担割合に応じて1～3割の窓口負担を求める。入院医療費の公費支援なども打ち切り、コロナ禍の緊急措置から通常の診療体制に移行する。

近く全国の自治体に、厚生労働省が通知する。新型コロナへの公費支援は、2021年10月から、治療薬の全額公費負担が始まった。昨年10月に縮小され、治療薬は現在、年齢、収入に応じて、3000～9000円を自己負担している。

4月からは、重症化予防に用いるラゲブリオを使う場合、1日2回5日分の1処方あたり約9万円のうち、3割負担であれば約2万8000円を自己負担することになる。入院医療費に対する「最大月1万円」の公費支援やコロナ患者用病床を確保した医療機関に支払われる「病床確保料」（空床補償）も終了する。

新型コロナの感染状況は、定点1医療機関あたりの感染者数が13・75人（2月5～11日）と12週ぶりに減少し、今後も低下が予想されている。次の感染症危機に備え、公的医療機関などに入院受け入れなどを義務づける改正感染症法が4月から施行されることもあり、通常の診療体制への移行が可能と判断した。

全額公費による接種は令和6年3月末で終了し、令和6年4月以降の接種は原則有料となります。

新型コロナワクチンの全額公費による接種は、令和6年3月31日で終了します。

令和6年4月1日以降、65歳以上の方及び60歳から64歳で対象となる方（※）には、新型コロナの重症化予防を目的として秋冬に自治体による定期接種が行われ、費用は原則有料となります（接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません。）。

令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種を希望される方には、任意接種として、自費で接種を受けていただくことになります。

（※）60～64歳で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

支援見直し 患者では治療薬や入院医療費 コロナ治療薬 一部自己負担の内容

	現在	10月以降
高額治療薬	公費負担	一部自己負担 3000～9000円
入院医療費	高額療養費制度 + 最大2万円/月	高額療養費制度 + 最大1万円/月

医療費自己負担割合	金額	負担額
1割	3000円	負担額 4090円
2割	6000円	↑ ↓
3割	9000円	

2024年4月より新型コロナワクチン接種の自己負担額 最大7000円程度 厚労省